

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する

移動

開催日:1日目

平成23年第3回愛荘町議会臨時会

1日目(平成23年8月9日)

開会:午前11時10分 閉会:午後0時1分

議会日程

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議案第 9号 | 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)の専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第 4 | 議案第37号 | 契約の締結につき議決を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第38号 | 契約の締結につき議決を求めることについて |
| 日程第 6 | 議案第39号 | 財産の取得につき議決を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第40号 | 財産の取得につき議決を求めることについて |

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第7まで議事日程に同じ
追加日程第1 議提第5号 公正かつ適切な教科書採択を求める決議

出席議員(15名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江

- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

欠席議員(1名)

- 4番 吉岡あみ子

◎開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、ご苦労さまでございます。

平成23年第3回愛荘町議会臨時会に先立ちまして、猛暑の中ご参加いただきまして、ありがとうございます。

本日は、吉岡議員さんが欠席届が出ております。

よって、ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。平成23年第3回愛荘町議会臨時会は成立しましたので、開会いたします。

なお、本会議の審議に先立ちまして、本日は8月9日、長崎への原爆が投下された日でございます。よって、本議会におきまして犠牲者に対し、また、8月6日の広島への原爆投下の犠牲者の皆さんに対して、この場で黙祷を捧げたいと思いますので、ご起立をよろしくお願いいたします。黙祷。

[黙祷]

○議長(辰己 保君)お直りください。着席をお願いします。

また、暑いですので、上着を脱いでいただいて結構でございます。

◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(辰己 保君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番河村善一君、7番伊谷正昭君を指名します。

◎会期の決定

○議長(辰己 保君)日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、会期は、本日の1日のみと決定しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第3、承認第9号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

[総務主監福田俊男君登壇]

○総務主監(福田俊男君)承認第9号をご説明させていただきます。議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)の専決処分につき承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年7月25日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

3ページでございます。平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)は次のように定める。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億1,314万5,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明させていただきたいと思いますので、6ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、財源調整といたしまして、前年度繰越金35万9,000円の追加でございます。

次に、歳出でございますが、教育費小学校費学校管理費につきましては、7月19日の台風6号の強風により、秦荘西小学校の体育館屋根・棟続き部分の損壊による施設修繕料35万9,000円の追加でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第9号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、承認第9号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)の専決処分につき承認を求めることについては、原案とおり承認されました。

◎議案第37号・議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第4、議案第37号契約の締結につき議決を求めることについて、日程第5、議案第38号契約の締結につき議決を求めることについての2件を一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

[教育次長村西作雄君登壇]

○教育次長(村西作雄君)お手元の議案書7ページでございます。議案第37号契約の締結につき議決を求

めることについてをご説明いたします。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的平成23年度工事第22号
(仮称)愛荘町多目的グラウンド新設工事(土木)
2. 契約の方法一般競争入札
3. 契約金額1億4,070万円
4. 契約の相手方住所滋賀県長浜市加納町394番地
氏名株式会社明豊建設
代表取締役本庄浩二

以上、よろしくお願いたします。

続きまして、議案書8ページ、議案第38号をご説明いたします。

契約の締結につき議決を求めることについて。次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものでございます。

1. 契約の目的平成23年度工事第24号
(仮称)愛荘町多目的グラウンド新設工事(建築)
2. 契約の方法一般競争入札
3. 契約金額5,124万円
4. 契約の相手方住所滋賀県彦根市正法寺町77番地1
氏名株式会社藤田工務店
代表取締役藤田富士男

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)これより議案第37号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決します。本案は、原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第37号契約の締結につき議案を求めることについては、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

○議長(辰己 保君) 木石ノ具疑なしと認めませう。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君) 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。本案は、原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君) 全員賛成です。よって、議案第38号契約の締結につき議案を求めることについては、原案どおり可決されました。

◎議案第39号・議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君) 日程第6、議案39号財産の取得につき議決を求めることについて、日程第7、議案第40号財産の取得につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長村西作雄君登壇〕

○教育次長(村西作雄君) 議案第39号の議案書9ページでございますが、財産の取得につき議決を求めることについてをご説明いたします。

次のように、財産を取得することにつき地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決をお願いするものでございます。

1. 取得の目的平成23年度物品第23号
愛荘町給食センター厨房備品(食缶・食器カゴ等)購入事業
2. 取得の方法随意契約
3. 取得金額3,444万円
4. 取得の相手方住所京都府京都市伏見区竹田田中宮町15番地
氏名株式会社中西製作所京都営業所
営業所長吉田満

以上でございます。

続きまして、議案書10ページ、議案第40号をご説明いたします。

財産の取得につき議決を求めることについて。次のように、財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

1. 取得の目的平成23年度物品第26号
愛荘町給食センター食器等消耗品購入事業
2. 取得の方法指名競争入札
3. 取得金額1,496万2,027円
4. 取得の相手方住所草津市野路9丁目7番38号
氏名タニコー株式会社滋賀営業所
所長松岡秀樹

以上、よろしくお断いをいたします。

○議長(辰己 保君)これより議案第39号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第39号財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

○議長(辰己 保君)続いて、議案第40号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第40号財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

○議長(辰己 保君)暫時休憩。

休憩午前11時24分

再開午前11時24分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お断ひします。ただいま議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議提第5号公正かつ適切な教科書採択を求める決議を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番河村善一君。

○6番(河村善一君)議提第5号公正かつ適切な教科書採択を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条および愛宕町議会会議規則第14号第2項の規定により提

出する。

平成23年8月9日

提出者愛荘町議会議員 河村善一

賛成者同高橋正夫

賛成者 同 森隆一

賛成者 同 吉岡えみ子

愛荘町議会議長辰己保様

公正かつ適切な教科書改革を求める決議

平成18年に教育基本法が全面改正され新しい時代の教育目標が定まり、平成19年には学校教育法の改正、平成20年には学習指導要領が改訂され、教科用図書検定基準も大きく改正された。

本年3月には、中学校教科書における検定結果が文部科学省より発表され、滋賀県の各市町においても、来年度から公立中学校で使用する教科書を、本年8月末までに採択するべく準備が進められている。

文部科学省の教科用図書検定調査審議会は、教育委員会が、想定や見栄えではなく内容を考慮した厳密な調査結果を公正かつ適正に行い、各採択権者の権限と責任のもと、地域実情に最も適した教科書採択を行うよう求めている。

そこで、愛荘町教育委員会においては、次の点を含め、公正かつ適切な教科書採択が行われるよう努めることを求める。

1. 文部科学省の教科用図書検定調査審議会の答申を踏まえ、教育委員会教育委員をはじめとした学校関係者に、教育基本法および学校教育法の改正ならびに学習指導要領改訂の趣旨について周知を徹底し、教育課程が改正されたことに対する理解を深めること。
2. 各教科書は、教育基本法・学校教育法や学習指導要領に対し、教育の目標を達成し得るものとなっているのか、評価の指標を設け、教育委員が各々の教科書の特徴や個性、表記に関する比較検討ができるよう調査・研究を行うこと。
3. 教育委員会の責任のもと、教育基本法・学習指導要領の目的・目標の達成をめざし、最も適した教科書を採択すること。

以上を決議する。

平成23年8月9日

愛荘町議会

皆様のご賛同をいただいて決議されますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番、瀧すみ江。

○8番(瀧すみ江議員)8番、瀧すみ江。先ほど全協でいろいろな質疑も出され、それに対しての考えもお聞きしたところです。重なることもあるかもわかりませんが、この本会議の場で質疑をさせていただきます。

この決議ですが、教科用図書の採択を一般的に言明しています。提案者は、今日までの教科用図書にどのような問題点があったのかと考えているのか。また、どのような教科用図書を採択すべきと考えているのかについて答弁を求めます。

また、決議文中に「文部科学省の教科用図書検定調査審議会の答申を踏まえ」という部分があります。これはどのようなことなのかについて、答弁を求めます。

3点目は、愛荘町は「人権尊重のまちづくり」に力を入れています。平成23年度教育の基本目標にも、教育の基本理念を踏まえてというのを教育とし、人権が守られることを強調しています。戦争は、最悪の人権侵

害です。部落差別は、明治政府によって放置されてきた重大な問題です。人権尊重のまちづくりや平和な社会の構築が何よりも重要と考えますが、この観点から提案者は、今日まで第4グループが採択してきた教科用図書では問題があると考えているのかどうか、答弁をお願いします。この3点について提案者に答弁を求めておきます。

そして、もう1点お聞きしたいと思います。秦荘庁舎の方で教科用図書の閲覧がされてきたわけですが、それをご覧になられたのかどうか。ご覧になられたのならば、それを見てどのような考えをお持ちになったのかということについて、これは提案者と賛成者にお聞きしたいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)暫時休憩。

休憩午前11時31分

再開午前11時32分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)何点が質問されましたので、私の答えられる範囲で答えさせていただきたいと思えます。

今日までの教科書採択における問題点があるのかどうかという点が第1点であったらと思います。今まで教科書については、今までの教育基本法に則って採択されてきたわけですし、それに基づいて採択されている。でも、どちらかと言うと、学校の先生たちが選ばれたものが採用されていたのではないだろうかと思われる点がございます。

ただ、愛荘町において、あるいは第4地区においてどのように選択されていたのかというのは、実際には公表されておりませんので実情はわかりませんが、今までのよく聞いている例においては、学校の先生が選ばれたものを教科書選定の採択の先生が選んでおられたというように聞いておりますので、今回に限りは、教育基本法に則った、その指針に基づいて、教科書採択委員の先生が責任を持って採択されることを望みたいと考えております。

第2点、教科用図書検定審議会というところがございます。これは、平成20年12月25日、教科書の改訂について、教科書の質・量両面での充実と教科書検定手続きの透明化ということで報告されております。そのことについて報告されておりますので、その点についての教科書審議会でも、その答申を踏まえた形での検定というのが、教科書採択についてはなされるべきだろうと考えております。

第3点、人権問題についてどうこう言われております。そのことについては、私、今どうこう述べるわけではございませんが、教科書採択委員の先生方がその点も当然踏まえて選ばれているものだろうと思えますので、私はどこの教科書を使えということとは申し上げておりません。教科書の採択にあたっては、ここに書いてあります教育基本法に則り、それに基づいた教科書採択がなされるべきであるということをお申し述べております。

教科書の決定は7社が採択されておりますので、その7社の中から当然採択されているものと思いますが、その点については、私自身がその点についてどうのこうのと、この教科書はいいということをお申し上げるつもりはございませんので、ご理解願いたいと思えます。

それから、当然、教科書は、秦荘庁舎の3階での教科書は見させていただきました。それなりに私自身の教科書、ここは問題があるなとか、ここはこういう点があるなというようなことは思いましたけれども、それを今この場でどのように言う必要はあるのかなと思えますので、それは教科書検定委員の先生が選ばれたものを尊重したいと考えております。以上です。

○議長(辰己 保君)賛成者の方にも、代表でされたいのですが。14番、高橋正夫君。

○14番(高橋正夫君)教科書7つの会社の内容ですけれども、今言われましたように、実際、秦荘庁舎で見たことはございません。ただ、いろいろな会場で教科書問題を考えるという会におきまして、その中身で、その内容で、その内容の資料を見ますと、いろいろなこと、「この会社の教科書こういうのがあったんや」ということは載ってあります。

ただ、どこの会社がどうだということは申し述べられませんが、そういったことで、こういう考え方もある会社もあれば、私は時間がかかるということもありましたので、それを公正な目で、教科書を選んでほしいということが趣旨でございますので、そういう面で賛同した次第でございます。よろしくをお願いします。

○議長(辰己 保君)3番、森隆一君。

○3番(森隆一君)3番、森。だいたい公正かつ適正な教科書の採択の決議という中で、提出者の河村君の意見に賛同しているわけですが、人権も含めて、すべては最終的に「教育委員会の責任のもと」とこの3番目に書いていますが、教育基本法・学習指導要領の目的・目標を達成をめざし、最も適した教科書を採択することということで、すべてそこに語っていると思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江議員)8番、瀧すみ江。ただいま森議員の答弁をいただいたわけですが、教科書の閲覧をされたのかどうかということも聞いておりますので、再質問が終わった後にまた答弁をいただきたいと思ひます。

今、答弁いただいた中で、具体的なことは今までの採択の方法などを述べられていました。先ほど全協でも言っていたところですが、この議会決議というのは、議会全体の意見となります。この文中にはそのような言葉は示されておらず、具体的なことは書かれておりません。この文すべてが、議会の意見というのはこの文がすべてでありますので、このような中では、決議の説明責任が果たせないのではないかと。ですから、議会の意見として提示するのは問題があると思われまふ。

今日までの教科用図書のどこが問題であるのか。先ほど言われましたが、文中には示されておひません。そして、今後どうすべきか、具体的なことも書かれておひません。このような考えが文中で示せない中で決議を提案されるのは不見識であると思ひます。提案者の考えとして示されるのであれば、申し入れが適切との考えがなかったのかどうかについて、先ほども全協でお聞きしましたが、この本会議の場でも再度お聞きしますので、答弁を求めます。

そして、先ほど教科用図書検定調査審議会の答申ということで質疑をさせていただきました。この答申の時期、この教科用図書検定調査審議会の考えとして大きな問題が起こっています。それは、高校歴史教科書への沖縄戦の集団自決の記述に対して、軍の強制は認めないという不当な判断をこの審議会が行っています。これに対し、沖縄県議会をはじめ沖縄県内の41市町村すべてで、事実を捻じ曲げる記述に反対する意見書が可決されています。決議文の「文部科学省の教科用図書検定調査審議会の答申を踏まえ」という文には、このような事実を捻じ曲げる記述をした教科書の対応を求める本音が見え隠れしていると思ひます。私は、秦荘庁内に展示されている教科用図書を閲覧させていただきました。中学の社会・歴史分野では、育鵬会・東京書籍・全国書院・清水書院・教育出版・日本文教出版があり、この沖縄県の集団自決について、それぞれ閲覧させていただきましたが、東京書籍・帝国書院・清水書院・教育出版・日本文教出版については、集団自決について日本軍が関与していた記述が載っています。新しい歴史教科書をつくる会から袂を別れた「教科書改善の会」が発行元である育鵬社だけは、日本軍の関与が書かれていません。「米軍の猛攻で逃げ場を失い、集団自決をする人もいました」と記述されているだけです。このことから言えば、決議分は暗に育鵬社の教科書を選定することを表明していることになるのではないかと私自身は考えているわけですが、このことについての提案者の見解を求めておきます。

また、もう1つ質疑をいたしました。人権のこと、部落問題のことですが、秦荘庁舎に閲覧されていた教科書を、今度は部落解放などの記述においてを見比べてきました。育鵬社の教科用図書では、開放令、全国水平社の記述など3カ所しかなく、ごくごく簡単な文章でした。しかし、それ以外の5社は、日本の課題なども含めて7カ所の記述があります。その中でも東京書籍は、「開放令から水平社へ」というテーマで、見開きで2ページ全部使って記述しています。人権尊重を子どもたちに教える教科用図書としては、育鵬社は人権尊重の部分があまりにも貧弱であるというのが私の正直な感想ですが、人権尊重を重視する愛荘町の議員としてどのように考えるのか、答弁を求めておきますので、よろしくをお願いします。

○議長(辰己 保君)3番、森隆一君。

○3番(森隆一君)3番、森です。今の新しい教科書は、閲覧はしてありません。しかし、私が言っているのは、この中で、瀧すみ江議員はいろいろ勉強されているので誠に結構なことだと思いますが、人権問題とか何とかと言う前に、教科書が誰から見ても公正かつ適正な教科書であればいいと。それは過去の教科書をとやかく言っているわけでもなく、今後、もし、そういうことのないようにも、やっぱり今ここで再注文しておく必要があるかなと思って、公正かつ適正な教科書の採択を求める決議ということに賛同してもらいたいと言っていることでありまして、いろいろな個々の視点によって、採択権者の皆さんにおいても視点とか論点はいろいろありまして、考え方の相違等もあります。そういう中で、最もいい方向に東ねてまとめていただくのが、この人たちのする仕事ではないかと思います。そこに個人的な思想や意見等が入るのは、やっぱり偏見とか思想の強要になってくる可能性もありますので、その部分は注意されたいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)提出者あるいは皆さんの代表してのお答えがあるかと思いますが、沖縄の問題を先は縷々述べられました。私自身はそれを当然踏まえながら、教科書採択委員の先生が選ばれるものだろうと考えております。私自身は私の意見を持っておりま すけれども、それを述べる場ではないだろうと考えています。

あるいは、教科書採択ということであるのならば、教科書の採択委員の先生の権限のもとで、責任のもとで選ばれるものだろうと考えております。

今回の主張が、教育基本法・学校教育法・新指導要領、それに則った教科書を選択してくださいということ、これは住民の声でもありますし、皆さんの声でもあるということに私は考えたし、そのように考えておりますので、当然そのような採択がされるものと望んでおりますし、そういうふうにと選考されていくものと信じております。

だから今どこの教科書、7社の教科書が採択されて検定を受けております。秦荘の3階に行きましたときには、6社の教科書を採択指名されていたと考えております。その6社、あるいはその中を閲覧されたうえでご検討いただいて、責任を持って選んでいただきたいということを申し述べておきたいと思ひますし、そのようにお願いしたいと考えております。以上です。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。はい、10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。先ほど全協でも申させていただきましたですけど、東近江市が6月議会でこれを議決されましたということに関連いたしまして、また一方の5名の方が、これは教育基本法第16条に規定する「教育は、不当な支配に服することなく、条項に接触する」として、市教育委員会に異議を申されました。そこでお尋ねいたします。教育基本法第16条をどう書いてあるか、お読みになりましたか。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)当然読んでおります。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)そうなりますと、先ほども申しましたように、教育委員会の独立性・専門性を重要視すべきであると考えます。

教育基本法第3章「教育行政」というところに第16条ということが控えています。「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない。」と、「適正な役割分担」というふうな部分があります。そうすると、これを議会が議決すると、圧力がかかるのではないかと、いうことを思いますので、どう思われますか。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)何も圧力ということを考えているわけではございません。

教育行政のことはおっしゃっておりますけれども、教育基本法前文においては、「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」とか、教育の目的においては、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民

主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」、教育の目標の第2条の方では、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」ということを書かれております。

当然、今、西澤久仁雄議員がおっしゃったように、教育基本法第16条には、今述べられたとおり書かれております。そのことについて、私は、どうのこうのということ、教育の圧力とかいうことを考えているのではなくて、教育基本法に則った教科書を選んでくださいよということが趣旨でございまして、そのことがなぜ理解していただけないか、逆に私自身がお尋ねしたいと考えているわけです。

教育基本法に則った、あるいは学校教育基本法・新指導要領に則った教科書を選んでくださいよということ、それが教科書採択委員の先生の責任のもとで選んでくださいよということが今回の趣旨でございまして、それ以上のものはございませんので、ご理解を賜りたいと思いますし、それにご理解が得られますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄。今、河村議員がいろいろとおっしゃいましたけれども、やはり東近江市ではいろいろな中で問題になっております。議決したらだめと。そういうことはあまり好ましくないのではないかと。最終的に、先ほども申しましたように、教科書採択にあたっては、調査を依頼した先生の意見を尊重し、適正かつ公平・公正に肅々と進める、これだけでいいと思います。なにも決議分まで出す必要はないと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子でございます。私も、河村議員も答弁されておられましたけれども、あえて、教育委員会なり図書館の採択の方々に問題があって、あえて決議しなければならない理由があるのだったら、議会が出すわけですけども、当然おっしゃっているように、教育基本法や学習指導要領に対してされるものであるべきで、そうされないことの危惧がございまして、あえて私ども愛荘町議会として決議しなければならないという理由をお聞かせいただきたいと思うのですけれども、よろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)今回この趣旨に則ってされていると思いますけれども、今までの過去の例、あるいは過去の教科書の採択にあたっては、こういう心配があったということをお聞ひしておりますので、そのために今回決議を出させていただくわけでございます。

当然、このことを新しい教育委員さんなり選ばれた方々においては、そういう趣旨を十分ご理解賜っているものと思いますし、また、その判断で選ばれるものと考えておりますので、過去にはそういうこともあったと聞いておりますので、そういうように今回改めて決議を出させていただいた次第でございます。

○議長(辰己 保君)2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子でございます。過去にあったという理由が、あえてここで明記でなければ、私どもとして一緒に決議するという、そういう問題点が明確になって、あえてそれを決議にするのだというところを、もう少しきちっと表現していただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)その部分は、改めて今この決議文に書こうと考えておりません。その提出の前提の中には、そういうこともあったということで、今はもう適正に教科書選定をされておるだろうと信頼もしておりますし、もし、それがそうでなかったら大問題にもなるだろうと思いますけれども、そうではないだろうと考えておりますので、あえてそこまで、過去はどうだったか、こうだったかということ、今この決議分の中に書こうということ、逆にそこまで書くと、また問題も出てくるかなという心配もございまして、今回はこの決議文でいきたいと考えております。

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。瀧すみ江君。

○8番(滝すみ江君)8番、滝すみ江。反対討論を行います。公正かつ適切な教科書採択による決議に対して、反対を表明いたします。

先ほど質疑の中で申し述べたことを再度言わせていただく部分がございますので、よろしくお願いします。この決議文そのものは、一見当たり前の内容で問題がないように思います。しかし、町議会が決議するからには、今までの教科書採択の問題点を示さなければ、このような決議を出す必要のないものと考えます。もし問題点を示すのならば、具体的に教科書採択の現状や問題点を文中に示して、公正かつ適切な教科書採択を主張するというものになるはずです。

決議文中に「文部科学省の教科用図書検定調査審議会の答申を踏まえ」という部分があります。教科用図書検定調査審議会が「高校歴史教科書への沖縄戦の集団自決の記述に関して、軍の強制を認めない」という不当の判断を行っています。それに対し、沖縄県議会をはじめ沖縄県内の41市町村すべてで、事実を捻じ曲げ記述に反対する意見書が可決されています。

決議文の「文部科学省の教科用図書限定調査審議会の答申を踏まえ」という文には、このような事実を捻じ曲げる記述をした教科書の採択を求める本音が見え隠れしていると考えます。

私は、秦荘庁舎に展示されている教科用図書の閲覧をさせていただきました。中学の社会・歴史分野では、育鵬社・東京書籍・帝国書院・清水書院・教育出版・日本文教出版があり、この沖縄県の集団自決について閲覧をしましたが、東京書籍・帝国書院・清水書院・教育出版・日本文教出版については、集団自決について日本軍が関与していた記述があります。「新しい歴史教科書をつくる会」から袂を別った「教科書改善の会」が発行元である育鵬社だけが、日本軍の関与が書かれていません。「米軍の猛攻で逃げ場を失い、集団自決する人もいました」と記述されているだけです。このことから言えば、決議文は暗に育鵬社の教科書を選定することをほのめかしていることになるのではないのでしょうか。

愛荘町は、部落問題や在日外国人問題・障がい者問題など、さまざまな人権問題について、町民とともに学習を重ね、人権の尊重に力を入れてきました。平成23年度教育の基本目標にも、教育の基本理念を五愛十心の教育とし、人権が守られることを強調しています。

秦荘庁舎に閲覧されていた教科書を見れば、部落解放などの記述において、育鵬社の教科書では解放令・全国水平社の記述など3ヵ所しかなく、ごく簡単な文章です。しかし、それ以外の5社は、日本の画材なども含めて4～7ヵ所の記述があります。その中でも東京書籍は、「開放令から水平社に」というテーマで、見開きの2ページ全部を使って記述しています。事実を捻じ曲げる教科書の採択を求めることは、人権侵害の象徴である戦争を美化するものであり、この決議が人権尊重を否定することを意味します。

以上のことから、この決議が文中から考えられる目的や意図が曖昧であり、事実を正確に子どもたちに伝え、人権を尊重する教科書を否定することを隠べいた内容の姑息な決議であることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。高橋正夫君。

○14番(高橋正夫君)14番、高橋です。公正かつ適切な教科書採択を求める決議につきまして、賛成討論を行います。

平成18年度に教育基本法が全面改正されまして、学校教育法と学習指導要領の改訂がありました。それらの法律が改正されて初めての教科書採択問題でございます。

それゆえに、愛荘町の児童が使う教科書採択にあたっては、教育基本法・学習指導要領に最も適した公正な目で判断されて、教科書を採択されることを求めるものでございますので、議員各位におかれましてもご賛同をお願いし、賛成討論といたします。よろしくお願いします。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議提第5号を採決します。本案は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛否同数です。よって、議長において不採択ということにします。

◎閉会の宣告

○議長(辰己 保君)以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成23年第3回愛荘町議会臨時会を閉会いたします。